

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p><b>高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱</b></p> <p>制定 平成23年 4月 1日  <u>改正 令和6年 3月 29日</u></p>	<p><b>高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱</b></p> <p>制定 平成23年 4月 1日                      最終改正 令和5年 4月 3日</p>
第1条～第11条 (略)	第1条～第11条 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。	附則 (略)
<u>附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u>	(新設)

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
補助事業名	木造住宅耐震診断事業	木造住宅耐震改修設計費補助事業	木造住宅耐震改修費補助事業	補助事業名	木造住宅耐震診断事業	木造住宅耐震改修設計費補助事業	木造住宅耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村			補助事業者	市町村		
補助対象経費	既存木造住宅の所有者等（注1）の依頼を受け、市町村が行う耐震診断士による木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）	既存木造住宅の所有者等が登録設計事務所に依頼して行う木造住宅耐震改修設計に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）	既存木造住宅の所有者等が、登録工務店に依頼して行う当該住宅の耐震改修、非現地建替工事に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む）	既存木造住宅の所有者等（注1）の依頼を受け、市町村が行う耐震診断士による木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）	既存木造住宅の所有者等（注1）が登録設計事務所に依頼して行う木造住宅耐震改修設計に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）	既存木造住宅の所有者等（注1）が、登録工務店に依頼して行う当該住宅の耐震改修、非現地建替工事に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む）	
	限度額			限度額			
	38,000円/戸	356,000円/戸	1,650,000/戸	38,000円/戸	356,000円/戸	1,553,000円/戸	
ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円/戸を加算することができる。				ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円/戸を加算することができる。			
ただし、住宅段階的耐震改修支援事業を利用した住宅については、既に交付を受けた補助額と上記との差額までとする。耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。				ただし、住宅段階的耐震改修支援事業を利用した住宅については、既に交付を受けた補助額と上記との差額までとする。耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。			
次に掲げる事項の全てに該当するもの				次に掲げる事項の全てに該当するもの			
①診断する住宅が、第2条第2号に規定する既存木造住宅に該当するもの				①診断する住宅が、第2条第2号に規定する既存木造住宅に該当するもの			
②木造住宅耐震診断を一般財団法人日本建築防災協会発行の「一般診断法による木造住宅の耐震診断プログラム」を利用して行うもの、又は一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフト（以下「認定ソフト」という。）の一般診断法による木造住宅の診断プログラムを利用して行うもの。				②木造住宅耐震診断を一般財団法人日本建築防災協会発行の「一般診断法による木造住宅の耐震診断プログラム」を利用して行うもの、又は一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフト（以下「認定ソフト」という。）の一般診断法による木造住宅の診断プログラムを利用して行うもの。			
③耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断（国立大学等の公的機関による実験データに基づき公表された数値（知事が認めたものに限る。）を用いるものを含む。以下同じ。）し、改修後の評点が1.0以上となるもの又は知事が別に認めたもの。				③耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断（国立大学等の公的機関による実験データに基づき公表された数値（知事が認めたものに限る。）を用いるものを含む。以下同じ。）し、改修後の評点が1.0以上となるもの又は知事が別に認めたもの。			
④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。				④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。			
対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。				対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。			
補助要件	<p>③ 次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 耐震改修工事にあつては、以下のいずれかに該当するもの。</p> <p>a. 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの。</p> <p>b. 特殊型 a. と同等以上の耐震性があると知事が認めたもの。</p> <p>イ 非現地建替工事にあつては、次の全てに該当するものに限る。</p> <p>a. 当該住宅が津波浸水区域内に存するもの。</p> <p>b. 住宅（耐震等級3（注2）以上のものに限る。）を、津波浸水区域以外に建て替えるもの。</p> <p>c. 当該住宅を除却するもの。</p>			補助要件	<p>③ 次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 耐震改修工事にあつては、以下のいずれかに該当するもの。</p> <p>a. 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの。</p> <p>b. 特殊型 a. と同等以上の耐震性があると知事が認めたもの。</p> <p>イ 非現地建替工事にあつては、次の全てに該当するものに限る。</p> <p>a. 当該住宅が津波浸水区域内に存するもの。</p> <p>b. 住宅（耐震等級3（注2）以上のものに限る。）を、津波浸水区域以外に建て替えるもの。</p> <p>c. 当該住宅を除却するもの。</p>		

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧			
補助率	4分の1以内	4分の3以内	4分の1以内 ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属 第三編第一章イ-1.6-(1.2)-①第3項に規定す る基礎額と市町村が補助する額との差につい ては2分の1以内	補助率	4分の1以内	4分の3以内	4分の1以内 ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属 第三編第一章イ-1.6-(1.2)-①第4項に規定す る基礎額と市町村が補助する額との差につい ては2分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。				補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		
<p>(注1) 既存木造住宅の所有者等とは、既存木造住宅の所有者及びその親族並びに空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要配慮者等への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする。</p> <p>(注2) 耐震等級3とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づき定められた日本住宅性能表示基準の内、1-2耐震等級（構造躯体の損傷防止）において等級3に該当することをいう。</p> <p><u>(注3) 木造住宅耐震改修費補助事業の補助対象経費の限度額については令和9年度末までとする。</u></p>				<p>(注1) 既存木造住宅の所有者等とは、既存木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要配慮者等への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする。</p> <p>(注2) 耐震等級3とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づき定められた日本住宅性能表示基準の内、1-2耐震等級（構造躯体の損傷防止）において等級3に該当することをいう。</p>			

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
補助事業名	非木造住宅耐震診断費補助事業	非木造住宅耐震改修設計費補助事業	非木造住宅耐震改修費補助事業	補助事業名	非木造住宅耐震診断費補助事業	非木造住宅耐震改修設計費補助事業	非木造住宅耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村			補助事業者	市町村		
補助対象経費	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建築士事務所に依頼して行う耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）。	既存非木造住宅の所有者等が建築士事務所に依頼して行う耐震改修設計に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）。	既存非木造住宅の所有者等が建設業者に依頼して行う当該住宅の耐震改修、非現地建替工事に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む）。	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建築士事務所に依頼して行う耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）。	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建築士事務所に依頼して行う耐震改修設計に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む）。	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建設業者に依頼して行う当該住宅の耐震改修、非現地建替工事に要する経費（高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む）。	
	限度額			限度額			
	38,000円/戸	356,000円/戸	1,650,000/戸	38,000円/戸	356,000円/戸	1,553,000円/戸	
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円/戸を加算することができる。		ただし、住宅段階的耐震改修支援事業を利用した住宅については、既に交付を受けた補助額と上記との差額までとする。耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円/戸を加算することができる。		ただし、住宅段階的耐震改修支援事業を利用した住宅については、既に交付を受けた補助額と上記との差額までとする。耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。	
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの						
	①診断する住宅が、第2条第3号に規定する既存非木造住宅に該当するもの。	①一級建築士又は二級建築士が設計するもの。	①一級建築士又は二級建築士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの。	①診断する住宅が、第2条第3号に規定する既存非木造住宅に該当するもの。	①一級建築士又は二級建築士が設計するもの。	①一級建築士又は二級建築士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの。	
	②一級建築士又は二級建築士により実施するもの。	②非木造住宅耐震診断費補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士又は二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの。	③耐震改修工事について一級建築士又は二級建築士により「安全性」が確認されたもの。	②一級建築士又は二級建築士により実施するもの。	②非木造住宅耐震診断費補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士又は二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの。	③耐震改修計画について一級建築士又は二級建築士により「安全性」が確認されたもの。	
	③構造耐力上独立した1棟を単位として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく基本指針に定められた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」の第2次診断法若しくは第3次診断法又は「既存プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」で行う、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価を行うもの。	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	④非現地建替工事にあつては、次の全てに該当するものに限る。 a. 当該住宅が津波浸水区域内に存するもの。 b. 住宅（耐震等級3（注2）以上のものに限る。）を、津波浸水区域以外に建て替えるもの。 c. 当該住宅を除却するもの。	③構造耐力上独立した1棟を単位として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく基本指針に定められた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」の第2次診断法若しくは第3次診断法又は「既存プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」で行う、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価を行うもの。	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	④非現地建替工事にあつては、次の全てに該当するものに限る。 a. 当該住宅が津波浸水区域内に存するもの。 b. 住宅（耐震等級3（注2）以上のものに限る。）を、津波浸水区域以外に建て替えるもの。 c. 当該住宅を除却するもの。	
	対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。			対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。			

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新				旧			
補助率	4分の1以内	4分の3以内	4分の1以内 ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第三編第1章イ-16-(12)-①第3項 に規定する基礎額と市町村が補助する額と の差については2分の1以内	補助率	4分の1以内	4分の3以内	4分の1以内 ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第三編第1章イ-16-(12)-①第4項 に規定する基礎額と市町村が補助する額と の差については2分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。				補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		
<p>(注1) 既存非木造住宅の所有者等とは、既存非木造住宅の所有者及びその親族並びに空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要配慮者等への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする。</p> <p>(注2) 耐震等級3とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づき定められた日本住宅性能表示基準の内、1-2耐震等級（構造躯体の損傷防止）において等級3に該当することをいう。</p> <p>(注3) 非木造住宅耐震改修費補助事業の補助対象経費の限度額については令和9年度末までとする。</p>				<p>(注1) 既存非木造住宅の所有者等とは、既存非木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要配慮者等への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする。</p> <p>(注2) 耐震等級3とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づき定められた日本住宅性能表示基準の内、1-2耐震等級（構造躯体の損傷防止）において等級3に該当することをいう。</p>			

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧	
別表第3-1 (第3条関係)		別表第3-1 (第3条関係)	
補助事業名	木造住宅段階的耐震改修支援事業	補助事業名	木造住宅段階的耐震改修支援事業
補助事業者	市町村	補助事業者	市町村
既存木造住宅(戸建住宅及び併用住宅に限る)の所有者等が登録工務店に依頼して段階的に行う木造住宅耐震改修工事に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む)		既存木造住宅(戸建住宅及び併用住宅に限る)の所有者が登録工務店に依頼して段階的に行う木造住宅耐震改修工事に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む)	
限度額		限度額	
1,271,000円/戸		1,271,000円/戸	
耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。		耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。	
次に掲げる事項の全てに該当するもの。 ① 住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの。 ② 下記のア、イのいずれかに該当するもの。		次に掲げる事項の全てに該当するもの。 ① 住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの。 ② 下記のア、イのいずれかに該当するもの。	
補助要件		改修前	改修後
		木造住宅耐震診断事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業、又は耐震診断士の精密診断法による診断の結果	認定ソフトの精密診断法(国立大学等の公的機関による実験データに基づき公表された数値(知事が認めたものに限る。))を用いるものを含む。による診断結果
	ア 段階的改修型	評点が0.7未満	評点が0.7以上となるもので、申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ上部構造評点を1.0以上にすることを誓約書が提出されていること。
	イ 1階改修型	1階部分の評点が1.0未満	1階部分で評点が1.0以上となるもの
補助要件		改修前	改修後
		木造住宅耐震診断事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業、又は耐震診断士の精密診断法による診断の結果	認定ソフトの精密診断法(国立大学等の公的機関による実験データに基づき公表された数値(知事が認めたものに限る。))を用いるものを含む。による診断結果
	ア 段階的改修型	評点が0.7未満	評点が0.7以上となるもので、申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ上部構造評点を1.0以上にすることを誓約書が提出されていること。
	イ 1階改修型	1階部分の評点が1.0未満	1階部分で評点が1.0以上となるもの

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧	
	<p>③ 既存住宅所有者の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等（注）を導入している市町村であること。</p> <p>④ 対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。</p>		<p>③ 既存住宅所有者の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等（注）を導入している市町村であること。</p> <p>④ 対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。</p>
補助率	<p>4分の1以内</p> <p><u>ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第三編第一章イ-1.6-(1.2)-①第3項に規定する基礎額と市町村が補助する額との差については2分の1以内</u></p>	補助率	<p>4分の1以内</p> <p>補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p>
	<p>補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p>		<p>（注）代理受領制度等とは、補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を、耐震改修設計を行った登録設計事務所又は耐震改修工事を行った登録工務店に委任することができる制度、または同等の制度のことをいう</p>
<p>（注）代理受領制度等とは、補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を、耐震改修設計を行った登録設計事務所又は耐震改修工事を行った登録工務店に委任することができる制度、または同等の制度のことをいう</p>			

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧	
別表第3-2 (第3条関係)		別表第3-2 (第3条関係)	
補助事業名	非木造住宅段階的耐震改修支援事業	補助事業名	非木造住宅段階的耐震改修支援事業
補助事業者	市町村	補助事業者	市町村
	既存非木造住宅(戸建住宅及び併用住宅に限る)の所有者等が建設業者に依頼して段階的に行う非木造住宅耐震改修工事に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む)		既存非木造住宅(戸建住宅及び併用住宅に限る)の所有者が登録工務店に依頼して段階的に行う非木造住宅耐震改修工事に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む)
	限度額		限度額
	1,271,000円/戸		1,271,000円/戸
	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。		耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ① 一級建築士又は二級建築士が、耐震改修工事の現場確認等を実施するもの ② 非木造住宅耐震診断補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士、二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの ③ 耐震改修工事により、一級建築士又は二級建築士により「安全性が向上した」ことが確認されたもの ④ 申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ建築士により示された耐震改修計画を実施することの誓約書が提出されていること。 ⑤ 既存住宅所有者等の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等(注)を導入している市町村であること ⑥ 対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。	補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ① 一級建築士又は二級建築士が、耐震改修工事の現場確認等を実施するもの ② 非木造住宅耐震診断補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業、一級建築士、二級建築士による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの ③ 耐震改修工事により、一級建築士又は二級建築士により「安全性が向上した」ことが確認されたもの ④ 申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ建築士により示された耐震改修計画を実施することの誓約書が提出されていること。 ⑤ 既存住宅所有者の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等(注)を導入している市町村であること ⑥ 対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。
補助率	4分の1以内 <u>ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第三編第一章イ-1.6-(1.2)-①第3項に規定する基礎額と市町村が補助する額との差については2分の1以内</u>	補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
(注)代理受領制度等とは、補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を、耐震改修設計を行った登録設計事務所又は耐震改修工事を行った登録工務店に委任することができる制度、または同等の制度のことをいう		(注)代理受領制度等とは、補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を、耐震改修設計を行った登録設計事務所又は耐震改修工事を行った登録工務店に委任することができる制度、または同等の制度のことをいう	



○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧	
別表第5（第3条関係）		別表第5（第3条関係）	
補助事業名	コンクリートブロック塀安全対策事業	補助事業名	コンクリートブロック塀安全対策事業
補助事業者	市町村	補助事業者	市町村
補助対象経費	危険性の高い既存コンクリートブロック塀等(注)を、所有者又は市町村が登録工務店、建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）又は、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費	補助対象経費	危険性の高い既存コンクリートブロック塀等(注)を、所有者又は市町村が登録工務店、建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）又は、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費
	限度額		限度額
	407,000円/件		407,000円/件
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する		安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路に位置する危険性が高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの	補助要件	地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路に位置する危険性が高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの
補助率	<b>3分の1以内</b>	補助率	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第14項に規定する基礎額と市町村が補助する額との差の2分の1以内
	ただし、限度額から社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第12項に規定する基礎額を差し引いた額の2分の1以内		補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		(注)「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
<p>(注)「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。</p> <p>①補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1（ただし、鉄筋コンクリート塀にあっては、点検項目5～7を適用する。）に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの</p> <p>②組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの</p>		<p>①補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1（ただし、鉄筋コンクリート塀にあっては、点検項目5～7を適用する。）に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの</p> <p>②組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの</p>	

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新		旧	
別表第6（第3条関係）		別表第6（第3条関係）	
補助事業名	老朽住宅等除却事業	補助事業名	老朽住宅等除却事業
補助事業者	市町村	補助事業者	市町村
補助対象経費	老朽住宅等（注）を、所有者又は市町村が建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）若しくは、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該住宅等の除却に要する経費	補助対象経費	老朽住宅等（注）を、所有者又は市町村が建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）若しくは、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該住宅等の除却に要する経費
	限度額		限度額
	1,675,000円/件		1,675,000円/件
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅等又は住宅などが立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅等の除却を行うもの	補助要件	地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅等又は住宅などが立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅等の除却を行うもの
補助率	4分の1以内	補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
<p>(注) 「老朽住宅等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。<u>ただし、④ロにおいては、除却を自ら行うことが困難な所有者から寄附等により市町村が譲り受けた特定空家等を含む。</u></p> <p>①木造等においては別添測定基準表1の評点の合計が100点以上のもの                  ②鉄筋コンクリート造においては別添測定基準表2の評点の合計が100点以上のもの                  ③コンクリートブロック造等においては別添測定基準表3の評点の合計が100点以上のもの                  ④空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第6条第1項に規定する空家等対策計画に基づき除却が行われるものであって、次のいずれかに該当するもの                  イ 空家法第2条第1項に規定する空家等（除却後の跡地が地域活性化のために1年以上供されるものに限る。）                  ロ 空家法第2条第2項に規定する特定空家等</p>		<p>(注) 「老朽住宅等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。</p> <p>①木造等においては別添測定基準表1の評点の合計が100点以上のもの                  ②鉄筋コンクリート造においては別添測定基準表2の評点の合計が100点以上のもの                  ③コンクリートブロック造等においては別添測定基準表3の評点の合計が100点以上のもの                  ④空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に規定する、空家等対策計画に基づき除却が行われ、跡地が地域活性化のために供されるもの</p>	

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新			旧		
別表第7～別表第14（略）			別表第7～別表第14（略）		
別表第15（第2条関係）			別表第15（第2条関係）		
補助事業名	瓦屋根診断費補助事業	瓦屋根改修費補助事業	補助事業名	瓦屋根診断費補助事業	瓦屋根改修費補助事業
補助事業者	市町村		補助事業者	市町村	
補助対象経費	住宅の所有者等が瓦屋根工事技士等（注1）をいう、以下同じ）に依頼して行う当該住宅（注2）をいう、以下同じ）の瓦屋根（注3）をいう、以下同じ）の耐震・耐風診断、及び改修工事の概算見積作成に要する経費の3分の2		住宅の所有者等が行う当該住宅の瓦屋根の改修工事に要する経費の23%		住宅の所有者等が行う当該住宅の瓦屋根の改修工事に要する経費の23%
	限度額		限度額		限度額
	21,000円/棟	552,000円/棟 又は 5,520円に屋根面積(m2)を乗じた額のいずれか低い額 <u>ただし、段階改修型の要件でこの事業を実施した住宅については、既に交付を受けた補助額と上記との差額まで</u>	21,000円/棟	552,000円/棟 又は 5,520円に屋根面積(m2)を乗じた額のいずれか低い額	552,000円/棟 又は 5,520円に屋根面積(m2)を乗じた額のいずれか低い額
	耐震・耐風性能確保に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。		耐震・耐風性能確保に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。		耐震・耐風性能確保に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
次に掲げる事項の全てに該当するもの			次に掲げる事項の全てに該当するもの		
高知県耐震改修促進計画に指定された区域に位置する住宅			高知県耐震改修促進計画に指定された区域に位置する住宅		
補助要件	住宅の所有者等が選任した瓦屋根工事技士等が実施するもの	住宅の所有者等が選任した瓦屋根工事技士等が現場確認を実施するもの	住宅の所有者等が選任した瓦屋根工事技士等が実施するもの	住宅の所有者等が選任した瓦屋根工事技士等が現場確認を実施するもの	
		<u>一般改修型</u>	<u>段階改修型</u>		
	一般財団法人日本建築防災協会他発行（注4）の「2021年改訂版 瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に基づく二次診断（屋根に登って、瓦の各部位の緊結状況や劣化状況の確認を行うなど、瓦屋根の耐震・耐風性等確保のため改修の実施が必要な瓦屋根かどうかを診断）を実施するもの	二次診断の結果、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号に適合しないおそれのある当該住宅の <u>すべての</u> 瓦屋根の改修に係るもの	二次診断の結果、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号に適合しないおそれのある当該住宅の <u>屋根のうち構造上独立した1以上の瓦屋根の改修に係るもの</u>	一般財団法人日本建築防災協会他発行（注4）の「2021年改訂版 瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に基づく二次診断（屋根に登って、瓦の各部位の緊結状況や劣化状況の確認を行うなど、瓦屋根の耐震・耐風性等確保のため改修の実施が必要な瓦屋根かどうかを診断）を実施するもの	二次診断の結果、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号に適合しないおそれのある当該住宅の瓦屋根の改修に係るもの
	改修の結果、住宅の屋根が地震や強風に対して安全な構造となること	改修の結果、住宅の屋根が地震や強風に対して安全な構造となること	改修の結果、住宅の屋根が地震や強風に対して安全な構造となること	改修の結果、住宅の屋根が地震や強風に対して安全な構造となること	
補助率	4分の1以内	4分の1以内	4分の1以内	4分の1以内	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる			補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる	
<small>（注1）瓦屋根工事技士等とは、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技士、建築士をいう。  （注2）令和3年12月31日以前に建築された住宅  （注3）粘土瓦葺き、プレスセメント瓦葺きの屋根。瓦は一般部に用いる棧瓦のほか、軒瓦、袖瓦、のし瓦、丸瓦、その他の役瓦を含む。  （注4）発行：一般社団法人全日本瓦工事業連盟、全国陶器瓦工業組合連合会、全国PCがわら組合連合会、一般財団法人日本建築防災協会</small>			<small>（注1）瓦屋根工事技士等とは、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技士、建築士をいう。  （注2）令和3年12月31日以前に建築された住宅  （注3）粘土瓦葺き、プレスセメント瓦葺きの屋根。瓦は一般部に用いる棧瓦のほか、軒瓦、袖瓦、のし瓦、丸瓦、その他の役瓦を含む。  （注4）発行：一般社団法人全日本瓦工事業連盟、全国陶器瓦工業組合連合会、全国PCがわら組合連合会、一般財団法人日本建築防災協会</small>		

○高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>点検表 1～2 (略)</p> <p>測定基準表 1～3 (略)</p> <p>別添 空き家活用リフォーム設計基準 (略)</p> <p>別表 断熱改修設計基準 (略)</p> <p>別記第 1 号～ 7 号様式 (略)</p>	<p>点検表 1～2 (略)</p> <p>測定基準表 1～3 (略)</p> <p>別添 空き家活用リフォーム設計基準 (略)</p> <p>別表 断熱改修設計基準 (略)</p> <p>別記第 1 号～ 7 号様式 (略)</p>